

沖縄島北部における持続的観光マスタープラン

令和2年2月

沖縄島北部部会

目次

| | | |
|------|--------------------------------|---|
| 1. | 持続的観光マスタープランとは | 1 |
| 1. 1 | 持続可能な観光の必要性 | 1 |
| 1. 2 | 世界遺産資産における持続可能な観光の原則 | 2 |
| 1. 3 | 『持続可能な観光の原則』に基づく課題や提案の整理 | 3 |
| 2. | 沖縄島北部における持続的観光の基本的考え方 | 6 |
| 2. 1 | 目標 | 6 |
| 2. 2 | 基本的考え方 | 6 |
| 2. 3 | 基本方針 | 7 |
| 3. | 主な取組 | 8 |

1. 持続的観光マスタープランとは

1. 1 持続可能な観光の必要性

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地に対して、2018年5月にIUCNからユネスコへ提出された評価報告書においては、「訪問者への利益や収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等を設置し、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求すべき」との指摘を受けた。

上記の指摘を踏まえて、再推薦に向けた包括的管理計画の改定が行われ、適切な観光管理の実現に向けて、4つの地域ごとの観光の実情を踏まえた観光管理計画を策定するという基本方針が示された。また、推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとの観光利用の受入れ方針として下図のような概念が設定された。

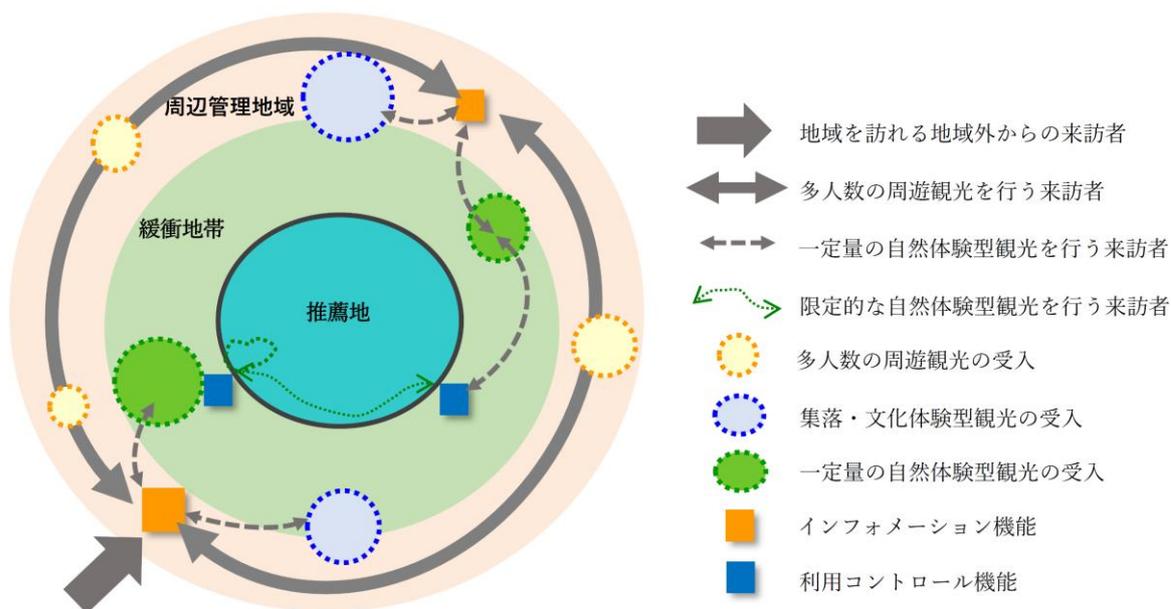


図1 地域区分ごとの観光利用の方針【概念図】

1. 2 世界遺産資産における持続可能な観光の原則

持続的観光に関して、「世界遺産資産における持続可能な観光の原則」（世界自然遺産の管理（2012）UNESCO/ICCROM/ICOMOS/IUCN、p.88 参照）が IUCN より発表されている。この原則が目指すことは、世界遺産を訪問することが地域の人々と周辺地域に文化的、社会経済的利益をもたらす一方で、遺産の価値とその場所の意義が長期的に持続可能となることに確実に貢献することである。

| | |
|------------------------------------|---|
| 原則 1： 世界遺産の目標に貢献 | 世界遺産資産における観光開発および来訪者活動は、遺産の価値の保護、保全、公開、継承に貢献するものでなければならず、それらに損害を与えるものであってはならない。観光はまた、持続可能な社会経済的開発を促し、有形、無形の利益を資産の保全に適う形で地域のコミュニティに衡平に供与するものでなければならない。 |
| 原則 2： 協力関係 | 世界遺産資産は、観光から生じる脅威や悪影響を最小限に抑えながら、保全および公開の努力を最大化するための効果的な提携を通じてすべてのステークホルダーが協力する場でなくてはならない。 |
| 原則 3： 一般の認識と支援 | 世界遺産資産の普及、公開、解説は効果的で誠実、包括的、そして魅力的なものであることが望ましい。それらはまた、遺産の保護、保全、持続可能な利用について地域的および国際的な認識や理解、支援を高めるものでなければならない。 |
| 原則 4： 先を見越した観光管理 | 世界遺産資産における観光開発および来訪者活動が遺産の保護、保全、公開に貢献するためには、遺産管理者による継続的かつ予防的な計画の立案とモニタリングが必要となる。そして、計画とモニタリングは、遺産の価値を低めたり脅かしたりすることなく来訪を受け入れるため、個々の資産の収容力を踏まえたものでなければならない。遺産の管理者は、混雑の管理や地域の人々の生活の質なども含め、関連する観光サプライチェーンやより広範な観光目的地の問題について考慮する必要がある。観光の計画、管理は、協力関係の構築も含め、遺産管理システムに不可欠な側面とみなされるべきである。 |
| 原則 5： ステークホルダー・エンパワーメント | 世界遺産資産における観光開発および来訪者活動を計画する際には、インクルーシブかつ参加の機会を与える形でそれを行い、資産の所有者やそれを守ってきた地域住民、先住民を含む地域コミュニティの能力、来訪者活動への参加意欲を考慮しながら、彼らを尊重し、彼らに権限を与えることが必要である。 |
| 原則 6： 観光インフラと来訪者施設 | 世界遺産資産における観光インフラと来訪者施設は、慎重に計画、設置、設計、建設されたものでなければならず、遺産の価値や周辺地域の環境、社会、文化的側面に著しい悪影響が及ばないことを確かにしながら、来訪者の満足感と体験の質を最大化するために求められる定期的改善が行われる必要がある。 |
| 原則 7： 遺産管理能力 | 特定されている遺産の価値の保護、公開、そして地域コミュニティの尊重を徹底するため、観光インフラを計画し来訪者活動を管理するにあたり、世界遺産資産の管理システムは、利用できる十分なスキルと能力、資源を備えたものでなければならない。 |
| 原則 8： 観光により生じた収入の用途 | 関連する官公庁や遺産管理者は、世界遺産資産における観光および来訪者活動により生じた収入の十分な額を遺産の価値の保護、保全、管理を確実にを行うために使用すべきである。 |
| 原則 9： 地域コミュニティの発展への貢献 | 世界遺産資産における観光インフラ開発および来訪者活動は、地域コミュニティのエンパワーメント、社会経済的発展に効果的かつ衡平な形で貢献するものであることが望ましい。 |

出典：UNESCO/ICCROM/ICOMOS/IUCN（2012）「世界自然遺産の管理」

元出典：世界遺産会議の決議の付属資料「WHC-10/34.COM/INF.5F.1」

1. 3 『持続可能な観光の原則』に基づく課題や提案の整理

沖縄島北部における持続可能な観光に関する現状における課題や課題解決に向けた提案について、『持続可能な観光の原則』ごとに以下に抽出・整理した。

原則 1：世界遺産の目標に貢献

- ・世界自然遺産に係る持続可能な観光は、脆弱な自然環境を有する推薦地を永続的に保全するため、遺産価値の公開・体験等は可能な限り緩衝地帯や周辺管理地域において実施できるよう、適正利用に向けたルール設定を進めるとともに、来訪者に対して適切な情報提供と誘導を行う必要がある。

原則 2：協力関係

- ・世界自然遺産に係る持続可能な観光の実現には、沖縄島北部 3 村が一体となって取り組んでいく必要があることから、国や県と連携した上で、3 村それぞれの取組に加え、3 村が認識や方針を共有し、連携・協力して取組める体制の確保が必要である。

原則 3：一般の認識と支援

- ・沖縄島北部の世界自然遺産としての魅力や価値は生物多様性が核であり、ここにしかない生き物に関して、影響を与えることなく観光客にどのように紹介し、どのように伝えるのが有効かを検討する必要がある。
- ・やんばるの森が住民の生活の糧であったから残ってきたように、観光を通じて自然が住民の生活の糧になれば自然環境が守られ、世界自然遺産を持続的に保全していくことができる。
- ・環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や環境保全型農業の推進、観光による収益の環境保全への還元など、世界自然遺産を有する地域として、地域住民に対する環境保全意識の向上に取り組んでいく必要がある。

原則 4：先を見越した観光管理

- ・観光利用の中心を周辺管理地域とするため、地域の文化・歴史、農林水産業等の資源活用に目を向けた観光メニューの開発を行う必要がある。
- ・訪問者の満足度を高めることで今後も継続的にやんばるを訪問してもらえるよう、ターゲットとなる訪問者の層や、移動ルート、どのように観光消費するのもも想定して、魅力ある観光メニューの開発や受入体制の整備を優先していく必要があり、それから誘客・誘導を議論すべきである。
- ・今後観光客が増加する可能性があることを見越し、オーバーユースとならないために先手を打って対策を検討・実施しておく必要がある。
- ・観光マスタープランでの成果指標として入域客数や観光収入ばかりでなく、SDGs の考え方を踏まえて、環境や住民生活、教育等幅広い観点からの目標設定をすることでバランスのとれた持続可能な観光を目指すことができる。

原則 5 : ステークホルダー・エンパワーメント

- ・自然だけではなく、共同売店制度なども含めた地域の歴史や文化の価値についても地域住民に気付かせ、誇りを持って観光客に地域の魅力を伝えられるよう、各集落の意識づけや参加意欲の引き出し、地域との関わりがある仕組みづくりが必要である。
- ・地域の住民や子供達がやんばるの自然の価値や魅力を理解するため、地域住民や学校と連携した自然学習や環境教育に積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・人材育成においては、自然ガイドを育てるだけではなく、観光コーディネーターや集落ガイドなど地域の核となる人たちを育成して、地域住民が観光による経済的恩恵を受けられるような仕組みを作ることが必要である。
- ・自然ガイドの解説の質を高めるため、認定の基準づくり、定期的な講習、ガイドスキルの安定等が必要である。
- ・3村の持続的観光の推進を担う組織（観光協会等）の運営能力を強化していく必要があり、当面は公的な資金面での支援を継続しつつ、将来的には自走のための安定した営利事業の確保や他の関連組織との連携を進めていく必要がある。

原則 6 : 観光インフラと来訪者施設

- ・世界自然遺産の入口施設や3村内の拠点施設等においては、最新の情報システムの導入や案内機能の強化を図ることにより、3村全体の観光情報だけでなく、世界遺産の価値やここにしかない生物の存在を効果的に紹介していく必要がある。
- ・3村それぞれ強みを活かした観光メニューの開発と受入体制の整備、3村を周遊できるレンタカーに頼らない交通手段の確保、総合的な誘客と情報発信・各村の拠点施設間の連携強化が必要である。
- ・電気自動車などの交通手段や宿泊施設など、地域が高い環境保全意識をもってサービスや施設運営を行うことで、エコ意識の高い訪問者が増え、消費額も増える可能性がある。
- ・今あるバス路線を前提として考えるのではなく、やんばるに来るための移動手段も変えていく必要がある。
- ・来訪者の利用を受入れる歩道に関しては管理者を明確にしたうえで、適切な維持管理を継続的に実施していく必要がある。

原則 7 : 遺産管理能力

- ・地域の人たちが保有している情報・知識・技術には価値があることから、専門家等の助言を得ながら遺産管理に有効に活用していくとともに、調査や管理事業等に関する対価が地域に落ちる仕組みを作っていく必要がある。

原則 8 : 観光により生じた収入の用途

- ・世界遺産の名前を借りたブランド力向上による産業収入の一部が、世界自然遺産の保全に関する資金になることが望ましい。

原則 9：地域コミュニティの発展への貢献

- ・ 来訪者に対する遺産価値の公開・体験の機会を新たな観光メニューとして提供することにより、地域に新たな雇用や収入が生まれ、その利益が遺産価値の保全や地域社会に循環する仕組みを作る必要がある。
- ・ 食の素材を提供する一次産業、土産物の加工を担う二次産業、宿や飲食等を担う三次産業など、観光を地元の様々な産業の人達の生活の糧になる総合産業にすべき。
- ・ 地域の農作物に世界自然遺産地域で育てたという付加価値をつけ、新たな地域の特産にするとともに、収穫体験などを通じて観光にも波及させていく必要がある。
- ・ 観光と他の産業との連携や地元での消費拡大、雇用創出など、観光を地域社会の発展や人口減少の歯止めにつなげていく必要がある。

2. 沖縄島北部における持続的観光の基本的考え方

2. 1 目標

本マスタープランは下記に示す目標を掲げ、その達成に向けて目指すべき基本方針を設定し、個々の取組を包括的・計画的に実施していくために策定するものである。

**持続的観光に対する地域の理解醸成と受入体制づくりを通じて
観光を沖縄島北部の自然環境と地域の歴史文化・経済・社会を支える
総合産業に育てる**

2. 2 基本的考え方

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画、世界遺産における『持続可能な観光の原則』及び沖縄島北部における現状を踏まえ、持続的観光の基本的な考え方を以下のように定める。

<その1：来訪者の周辺管理地域への誘導と受入体制の強化>

沖縄島北部が世界自然遺産に登録された場合、登録後に来訪者が増加することが予想される。脆弱な自然環境を有する推薦地を将来にわたり保全していくため、推薦地及び緩衝地帯への来訪者の入込みは最小限に留めることとし、周辺管理地域へと来訪者を誘導する。また、周辺管理地域において、来訪者が質の高い体験や十分な情報を得られるよう、人材の育成を進めるとともに、沖縄島北部の自然や生物多様性、文化を体験できる施設の整備を含め、受入体制を強化する。

<その2：推薦地及び緩衝地帯における観光利用の影響最小化>

推薦地においては、フィールド利用時の登録・認定ガイド同伴など、適正利用に向けたルールを設定し、来訪者の入込みを抑制しつつ、より深い自然体験を促進するための受入体制を整える。緩衝地帯においては、登録・認定ガイド同伴のもと一定量の自然体験型観光を受入れ、地域固有の自然や生物多様性の豊かさに触れる機会を提供する。また、推薦地の入り口としての利用コントロール機能を確保し、推薦地を訪れる来訪者に利用ルールや自然環境の価値を周知する。さらに、推薦地及び緩衝地帯のいずれにおいても、適切な自然体験型観光が実施されているか等を継続的にモニタリングし、必要に応じて適切なコントロールを実施する。

<その3：持続的観光を地域の持続的発展へ活用>

世界遺産登録を契機とした来訪者の増加を沖縄島北部の持続的発展に活かす。人口減少や経済活動の低迷が地域の課題である沖縄島北部において、持続的観光を活用・促進することで、地域内消費の拡大や雇用創出を通じて、観光業のみならず、飲食・小売業や農林水産業などを含めた様々な地元産業を活性化させる契機とする。

2. 3 基本方針

上記の目標を達成するため、基本的考え方を踏まえて、5つの基本方針を設定する。

方針1：地域住民への持続的観光への理解醸成（原則5、3）

沖縄島北部の世界自然遺産の価値や持続的観光の重要性について、地域住民に認識してもらえよう働きかける。特に、持続的な観光を推進することで、農業などの一次産業、加工産業などの二次産業にも経済的恩恵があり、地域の持続的発展に貢献し得ること、さらに地域住民の環境保全意識の向上が地域資源の価値を守り活かすことにつながることを伝える。

方針2：世界自然遺産登録が地域経済の持続的発展・地域社会の課題解決へ寄与する仕組みづくり（原則9、8）

世界自然遺産への登録を契機として、新たな世界自然遺産ブランドによる農産物の商品価値の向上、観光客による地域内消費の拡大、観光による雇用の創出、観光と他産業との連携強化を促進することにより、人口減少や少子高齢化の進行を抑制し、地域の経済・社会の発展につなげていく。

方針3：やんばる森林ツーリズムを中心とした推薦地や緩衝地帯での適切な来訪者管理の実現（原則4、1、5、8、9）

推薦地や緩衝地帯において、やんばるの豊かな生物多様性の魅力を実感できる自然体験型観光を、遺産価値を損なわない範囲内で利用していくため、「やんばる森林ツーリズム」を推進・発展させ、3村全体での利用フィールドの設定と区分・管理者の明確化、ガイド登録・認定基準づくり、質の高いガイドの育成、付加価値の高いプログラム提供によるガイドツアーのブランド化、モニタリングに基づく利用の適切なコントロールを実現する。

方針4：周辺管理地域を中心とした観光と3村周遊への計画的誘導（原則4、1、2、3、6）

推薦地や緩衝地帯における自然体験フィールドの過剰利用を抑制し、周辺管理地域を中心とした3村内での周遊利用を促進するため、地域の歴史や文化等の資源を活かした観光と受入体制の整備、3村を周遊できるレンタカーに頼らない交通手段の確保、遺産の入口施設や各村の観光拠点の連携強化や生物多様性の効果的な発信等の取組を推進する。

方針5：持続的観光の推進を担う人材育成や組織（観光協会等）の運営能力・観光管理能力の強化（原則5、7）

持続的観光への地元の理解や参画促進、地域内消費の拡大のため、地域の歴史や文化の価値を伝える集落ガイドやコーディネーターなど地域の核となる人を育成し、また、持続的観光の推進を担う組織（観光協会等）の運営能力（人的体制、運営資金確保等）や観光管理能力（3村連携やモニタリングの仕組み）を強化していく。

3. 主な取組

| 基本方針 | 取組・事業名 | 実施主体 | 事業概要 | 対象地 | 実施年度 | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---|---------|------|------|------|
| | | | | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
| 方針1 地域住民の持続的観光への理解醸成 | 「やんばる学」に関する村民向け普及啓発事業 | ・国頭村（企画商工観光課） | 村民が地域の価値を知ること、地元で誇りに関心をもってもらうため、自然、くらし、文化等に関する普及啓発活動を実施する | 国頭村 | 実施 | 継続 | |
| 方針2 地域経済の発展・地域社会の課題解決へ寄与する仕組みづくり | 世界自然遺産地域振興モデル事業 | ・沖縄県（自然保護課） | 世界自然遺産ブランドを沖縄島北部3村の特産物に付与するブランド発信方法を検討する | 沖縄島北部3村 | | 計画 | 実施 |
| | 東村の「地域ブランド」に係る取組と戦略検討及び知財利活用の可能性の検討 | ・東村（農林水産課） | 東村の特産品であるゴールドバレルパインの商標登録を行うとともに、「世界遺産」地域で育てたという付加価値を付与するための検討を行う | 東村 | 実施 | | |
| 方針3 推薦地や緩衝地帯での適切な来訪者管理 | ガイド認証制度の運用 | ・やんばる3村世界自然遺産推進協議会（国頭村・大宜味村・東村） | 「森林ツーリズム推進全体構想」にもとづくガイド認証制度の適切な運用や3村全体での利用フィールドの設定を行う | 沖縄島北部3村 | | 実施 | |
| 方針4 周辺管理地域を中心とした観光と3村周遊への計画的誘導 | やんばるの森ビジターセンターの整備 | ・大宜味村（企画観光課） ・大宜味村観光協会 | 沖縄島北部への来訪者に対する情報提供機能（自然環境の価値や利用ルールなどの提供）を充実させる | 大宜味村 | 実施 | | |
| | 遺産周辺地域計画誘導モデル事業 | ・沖縄県（自然保護課） ・国頭村（企画商工観光課） ・国頭村観光協会 | 周辺部での文化、歴史、第一次産業等の資源を活用した観光メニューの検討・実施を行う | 沖縄島北部3村 | | 計画 | 実施 |
| | | ・沖縄県（自然保護課） ・大宜味村観光協会 | ○世界自然遺産の入口施設としての情報発信の方策検討及び施設を訪れる観光客の計画的誘導の検討・実施を行う ○集落散策等による周辺地域の利用を促進する人材育成を行う ○村内の観光資源に係る情報整理を行う | 大宜味村 | 計画 | 実施 | |
| | | ・沖縄県（自然保護課） ・東村観光推進協議会 | ○特定の自然観光資源の利用集中を避け、利用分散を図るためのツアー商品開発を行う ○村内の観光資源に係る情報整理を行う | 東村 | 計画 | 実施 | |

| 基本方針 | 取組・事業名 | 実施主体 | 事業概要 | 対象地 | 実施年度 | | |
|---|-------------------------|--|--|---------|------|------|------|
| | | | | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
| 方針5 持続的観光の 推進を担う人 材育成や組織 の運営能力の 強化 | 遺産周辺地域 計画誘導モデ ル事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県（自然保護課） ・ 国頭村（企画商工観光課） ・ 国頭村観光協会 ・ 大宜味村観光協会 ・ 東村観光推進協議会 | 周辺地域計画誘導及び推薦地来訪者管理の担い手育成、自立可能な組織運営能力の強化、3村連携の強化支援を行う | 沖縄島北部3村 | 計画 | 実施 | |